

奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十六号

奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める。

第三号様式、第六号様式及び第十号様式中「~~乳~~」を「~~乳~~・~~嚙乳~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。